平成２１年（フ）第２００号
宮崎県都城市乙房町1515番地７
債務者　京牟礼久子（旧姓名青木ケサヨ）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第４３９号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目27番６号篠原ビル303
債務者　山下　幸男
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４９７号
鹿児島県鹿児島市易居町１番25号村永ビル201号
債務者　野口　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
鹿児島県鹿児島市玉里町15番15号
債務者　中村　浩昭
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
鹿児島県鹿児島市吉野町9029番地
債務者　福岩　辰巳
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５５０号
鹿児島県鹿児島市松原町２番16―306号
債務者　小原　智子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５５９号
鹿児島県鹿児島市常盤２丁目19番10号常山マンション205号
債務者　假屋　尚子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５６６号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目34番18号富田ハイツ201号
債務者　肥後　久子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５９２号
鹿児島県鹿児島市清水町20番３号住友ビル303号
債務者　橋本　友子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５９３号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目13番10号サンリアン２―303号
債務者　池上　文雄
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５９６号
鹿児島県鹿児島市真砂町８番23号緑ハイツ201号
債務者　児玉　正人
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
鹿児島県奄美市名瀬塩浜町５番12号Ｂ
債務者　西田　清和
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１５１号
鹿児島県鹿屋市南町1776番地
債務者　前原ひろえ
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
鹿児島県志布志市志布志町志布志53番地
債務者　宗像　　勲
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
鹿児島県志布志市志布志町志布志53番地
債務者　宗像　元子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
宮城県柴田郡大河原町字新桜町６番地６
債務者　佐藤　祐子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１０４７号
京都市伏見区久我森の宮町９番地の17
債務者　紗仙こと　壇　　絹子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３１号
京都市伏見区深草秡川町24番地　寿荘203
債務者　東本　雅夫
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係